

《政府交渉・19 人勧取扱い》

最終回答「勧告どおり給与改定」 定年延長の見通し示さず

国公労連は昨日、政府・内閣人事局と、8 月 8 日に提出した「2019 年人事院勧告の取扱い等に関する要求書」に基づく最終交渉を実施しました。

交渉には国公労連から岡部委員長を責任者に 8 名が参加し、内閣人事局側は堀江人事政策統括官が対応しました。

冒頭、岡部委員長は以下のように述べ、政府としての回答を求めました。

- 近く、給与関係閣僚会議が開催されるようだが、19 人勧の取扱い等に関する要求に対して、これまでのやりとりを踏まえた政府としての最終回答を求める。

これに対し、堀江人事政策統括官は、以下のように回答しました。

- 本年度の国家公務員の給与の取扱いについては、去る 8 月 7 日に人事院勧告が提出されて以来、人事院勧告制度尊重の基本姿勢の下、国政全般の観点から政府部内で検討を続けてきた。
- その結果、明日、第 2 回目の給与関係閣僚会議が開催され、勧告どおり、令和元年度の給与改定を行うことが決定される方向だ。

給与関係閣僚会議で決定がなされれば、その後の閣議において、公務員の給与改定の取扱方針が決定され、あわせて、給与改定に係る法律案について決定されることとなる。

なお、定年の引上げについては、人事院の意見の申出も踏まえ、引き続き更なる検討を重ね、皆様方の意見も十分に伺いつつ、結論を得てまいりたいと考えているところ。

- 本日の回答は以上である。職員の皆様には、今後とも、国民の信頼に応え、公務能率の向上及び行政の効率的・効果的な運営に努めていただきたいと思います。

最賃割れと地域間格差、定年延長、障害者雇用、非常勤公募問題など追及

政府の最終回答をうけ、岡部委員長が以下の主張を行いました。

- 明日、勧告どおり給与改定を行う閣議決定がなされる方向との回答であった。極めて不十分ではあるが、官民較差に基づく賃金の改善を早期に実施するという点では受け止める。

ただ、「今後とも、国民の信頼に応え、公務能率の向上及び行政の効率的・効果的な運営に努めて」いくためにも、国公労連としての問題意識、課題について何点か申し述べておく。

- 国公労連の試算では、給与法改正後、高卒初任給の時間単価は 897 円となるが、地域別最低賃金の全国加重平均 901 円に届かず、東京をはじめ 5 都府県の 34 自治体では地域手当を含めても最賃を下回る。国家公務員に最賃法が適用されないからといって、法の趣旨に違背する給与制度、俸給構造は看過できない。地域経済や人口流出などにも大きな影響を及ぼしている地域間格差の問題を含め、私たちの制度改善要求を正面から受け止め、政府として検討するべきである。
- 定年年齢の引き上げを今年も先送りとすることは容認できない。定年引上げに関わる検討のどこに隘路があるのか。雇用と年金の接続は使用者としての責務ではないか。2013 年の閣議決定（国家公務員の雇用と年金の接続について）による対応では、当時「義務的再任用」と言っていたが、原則とするフルタイム再任用は約 3 割にすぎず、しかも 21% は希望に反して短時間となっており、その処遇も劣悪だ。したがって、国公労連の要求をふまえた具体的な協議を行い、合意のうえで早急に結論を得るよう求める。
- 昨年 8 月、国の機関における障害者の法定雇用率水増しが明らかになり、今年 6 月までに非常勤を含めて 3,444 人が採用されたが、短期間で 161 人が離職している。この間、当事者からも話を聞いたが、例えば「採用時の説明とは異なり、トイレ掃除を命じられた」などの苦情をはじめ、個々の事情に応じた適切な仕事の割り振りが行われていない問題が明らかになっている。全府省での基準達成に向け、さらに採用者を増やす計画だが、サポート体制も含めた職場環境の整備など、十分な対応策を講じる必要がある。
- また、交渉の都度に主張している非常勤職員の雇用の安定と労働条件改善、とりわけ期間業務職員の画一的な公募要件は、次年度の業務執行体制確立の点からもただちに撤廃すべきだ。
行政需要に見合った人員を確保し、国民の付託に応え得る行政サービスを提供するためにも、定員合理化計画を中止・撤回するとともに、誰もが「全体の奉仕者」として誇りと働きがいのもてる、安心して働き続けられる環境整備にむけた努力を求める。
- 労働基本権について、先週の交渉で国家公務員制度改革基本法第 12 条を引きながら、従前と全く同じ回答が繰り返された。基本法が成立して 11 年余、改革関連 4 法案が廃案となって 7 年が経過した。国公労連としては法案における「自律的労使関係制度」にはいくつかの重大な問題があると考えているが、現政権下で「国家公務員制度改革事務局」は何をしているのか。回答とは異なり、この課題を放置していると思わざるを得ない。
先月、ILO に 2183 号案件に関する追加情報を提出したが、回答に言う「多岐にわたる課題」を整理し、回復に向けた行動計画等を策定するため、再三にわたる ILO 勧告をふまえて労働組合との協議の場を早急に設定することを強く求める。

以上の国公労連の追及に対し、堀江人事政策統括官が「皆様方のご意見と問題意識を承った。」と回答したことから、本日の交渉を締めくくりました。

政府は 11 日、閣議において、一般職国家公務員の給与改定について人事院勧告どおり実施することなどを内容とする本年度の公務員の給与改定の方針を決定しました。それに対して国公労連は、以下の談話を発表しました。

国家公務員の生活と地域経済の悪化につながる決定に抗議する（談話）

日本国家公務員労働組合連合会

書記長 九後 健治

10月11日、政府は2019年人事院勧告に基づく「改正」給与法を閣議決定した。

勧告は月例給・一時金ともに6年連続で引き上げを行うものであったが、初任給および若年層を引き上げる一方でベテラン層職員は俸給の改定を行わないとしたこと、わずか0.05月の一時金引き上げも勤勉手当に充てるとしたものであった。また、住居手当について国家公務員宿舍使用料の引き上げに伴い、最高支給額を引き上げる一方で支給対象の下限も引き上げたため住居手当受給者のうち4割が不利益を被る内容となった。その他再任用職員の賃金も据え置かれるなど、国家公務員労働者の生活と労働の実態を顧みないものであった。

アベノミクスによって富裕層とそれ以外の層での経済格差が広がる中、10月1日に強行された消費税増税が景気悪化に追い打ちをかけることは明らかである。こうした状況から脱却するためにいま求められているのは、労働者の賃金を引き上げ消費購買力を高めることであり、生活改善につながらない決定はそれに逆行するものと言わざるを得ない。

年率3%程度を目途に最低賃金を引き上げ、全国加重平均が1,000円になることをめざすとした「働き方改革実行計画」（2017年3月28日決定）にもとづき引き上げられてきた最低賃金は、東京・神奈川で1,000円を超え、全国加重平均でも901円となった。一方、国家公務員の初任給は一般職試験（高卒程度）初任給を2,000円引き上げることが勧告されたが、引き上げ後の給与（150,600円）を時間額に割り戻すとその額は897円となり、地域手当支給地でも5都府県・34地域で最低賃金を下回ることが明らかになっている。実際に最低賃金を下回るケースがないとしても、国家公務員の給与表において最低賃金割れの金額を示すことは、国民に範を示すべき政府としてあるまじき姿勢だと言わざるを得ない。

また、安倍内閣が「地方創生」を掲げる中、大都市への人口集中に歯止めがかからず、経済的な地域間格差も広がっており、その解消が求められている。全労連が9月30日に開催した最低賃金の地域間格差是正を求める集会には、多くの野党に加え自民党議員が参加しあいさつを述べるなど、全国一律最低賃金の実現を求める世論が広がっている。そうした中、国家公務員賃金は地域手当により20%もの賃金格差が生じていることに加えて、今回の住居手当見直しにより家賃相場が比較的安価な地方部に勤務する職員の給与水準が下がることは、さらに国家公務員賃金の地域間格差を拡大するものに他ならず、現在でも深刻な公務の人手不足や地方勤務職員のモチベーションの維持にも悪影響を与え、「地方創生」と逆行することにつながる。

人事院は昨年の定年延長にかかる意見の申し出に続き、今年の公務員人事管理に関する報告で、意見の申出を踏まえて早期に定年の引上げを行うよう求めたが、政府は現時点でもその具体的内容を示していない。このことは「労働基本権の代償措置」である人事院の意見の申し出をおざなりにし、政府の使用者責任を投げ出したものであり、断固抗議する。

国公労連は「8時間働けば人間らしく暮らせる社会」の実現をめざし、財界・大企業の横暴にストップをかける官民一体での賃金闘争、最低賃金を1,000円以上に引き上げることや全国一律最低賃金制度の実現、消費税の廃止や社会保障の拡充など国民本位の行財政・司法の確立をめざし、引き続きたたかうものである。

以 上